

四国電力株式会社

取締役社長 社長執行役員 長井 啓介 様

愛媛県知事 中村 時広

「使用済燃料乾式貯蔵施設の設置に関する事前協議」への了解について

貴社から、「伊方原子力発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書」に基づき、平成30年5月25日付け原子力発第18067号により事前了解願いのあった標記については、了解することとしたので、通知します。

また、了解に当たって、下記事項の遵守を強く求めるとともに、引き続き、信頼関係の源である「えひめ方式」による通報連絡体制を徹底するよう要請します。

記

1 設置工事などにおける安全確保への取組みについて

狭隘な伊方発電所において、3号機の運転と1、2号機の廃止措置、乾式貯蔵施設設置工事などの様々な作業を並行して実施することとなるため、作業実施に当たっては、事前に、あらゆる視点から安全性を確認し、発電所全体の安全確保を最優先に取り組むこと。

2 貯蔵期間中における安全性向上に向けた新知見の反映等について

- (1) 乾式貯蔵施設の運用開始後は、伊方発電所周辺及び乾式貯蔵建屋内の空間線量率も含め乾式キャスクの定期的な監視等を行うとともに、作業員への教育を徹底することにより、安全確保と環境保全に向けた取組みを継続して実施すること。
- (2) 国内外における乾式キャスクに関する実証試験や保管実績等の知見を継続的に収集するとともに、伊方発電所敷地内での保管状況等を積極的に調査・研究し、安全性向上に資する対策を適時・適切に講じること。

3 使用済燃料の計画的な搬出に向けた取組みについて

- (1) 乾式貯蔵施設での使用済燃料の保管はあくまで一時的なものであることから、再処理工場の稼働状況等を踏まえ、使用済燃料を計画的に搬出するとともに、使用済燃料の保管状況や搬出計画等について、定期的に報告すること。
- (2) 再処理工場及びMOX燃料加工工場の安全かつ確実な運転に向け、実施者である日本原燃（株）を支援すること。

4 情報公開の徹底と県民の理解促進に向けた取組みについて

使用済燃料の保管状況や搬出計画等について、情報公開を徹底するとともに、伊方発電所での保管はあくまでも一時的であることを含め、訪問対話活動等を通じ、広く丁寧に説明するなど、今後とも県民の理解促進に取り組むこと。

5 地域振興対策について

地域貢献の観点から、乾式貯蔵施設の設置・管理に当たっては、地元企業に経済効果が及ぶよう配慮すること。

四国電力株式会社

取締役社長 社長執行役員 長井 啓介 様

愛媛県知事 中村 時広

「伊方発電所2号機の廃止措置に関する事前協議」への了解について

貴社から、「伊方原子力発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書」に基づき、平成30年10月10日付け原子力発第18165号により事前了解願いのあった標記については、了解することとしたので、通知します。

また、了解に当たって、下記事項の遵守を強く求めるとともに、引き続き、信頼関係の源である「えひめ方式」による通報連絡体制を徹底するよう要請します。

記

1 廃止措置期間中の安全確保等について

- (1) 伊方発電所2号機の廃止措置に当たっては、適切な体制により、既に廃止措置を行っている1号機及び供用中の3号機を含めた発電所全体の安全確保と環境保全を最優先に取り組む必要がある。また、先行プラントを含め廃止措置技術に関わる国内外の最新の知見や1号機の廃止措置作業等で得られた知見を2号機の作業に反映させるとともに、1、2号機で得られた知見を3号機の安全対策に活用するなど、発電所全体の安全性向上に努めること。
- (2) 廃止措置における従事者等の被ばく線量について、線量限度を満たした上で合理的に達成可能な限り低くするよう努めること。

2 人材確保・育成について

廃止措置に関しては、約40年にわたる長期的な作業であり、3号機は今後とも供用していくこととしていることから、これらを安全に行うため、教育訓練の充実・強化に加え、他電力等との連携を強化すること等により、知識・技術力の維持・向上を行い、人材の確保・育成に取り組むこと。

3 低レベル放射性廃棄物の処分について

廃止措置に伴い発生する低レベル放射性廃棄物の処分先は、現時点において明確にされておらず、確実に取組みを進めていかなければならない重要な課題であることから、これら廃棄物の処分について発生者責任の原則の下、責任を持って取り組むこと。

4 今後の廃止措置状況の段階的な確認について

今回、事前協議を了解した第1段階において、第2段階以降に実施する廃止措置の技術的な検討を進めていくこととなるが、各段階における詳細なプロセスや進捗状況などについて、適宜報告するとともに、県民への情報公開に努めること。

5 廃止措置に関する技術開発及び地域振興対策について

廃止措置に関する技術開発や研究を行う人材の育成に取り組むとともに、廃止措置の実施に当たっては、地元企業に経済効果が及ぶよう配慮するなど、地元の経済発展や雇用の促進につながる地域振興対策についても特段の配慮を行うこと。